

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	生活安定化総合対策事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫												
		担当者名	高橋 温子	内線	2614												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	生活安定応援事業（15-18-01）																
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業													
開始年度	昭和 平成	20年度	根拠	生活安定応援事業実施要綱（東京都）、東京都就職チャレンジ支援事業実施要綱（東京都）、生活サポート特別貸付事業実施要綱（東京都）、チャレンジ支援貸付事業実施要綱（東京都）													
終期設定	有 無	22年度	法令等														
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画												
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]															
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]															
	施策	低所得者の自立支援[02-10]															
目的	東京都が実施する「生活安定化総合対策事業」の一環として、区が東京都から委託を受け、低所得者の生活相談等を行う相談窓口を整備し、生活相談、就業支援、その他関係施策の紹介を行うなどきめ細かな支援を行い、もって低所得者の安定した生活の確保を図る。																
対象者等	<p>世帯の生計中心者で次のすべての要件を満たす者。 次のアまたはイの収入基準を満たしていること ア単身世帯は、課税所得年額50万円以下、扶養者がある世帯は生計中心者の課税所得が年額60万円以下であること イ収入が一定基準以下であること 【収入要件基準表】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>扶養人数</td> <td>0人（単身）</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>・・・</td> </tr> <tr> <td>総収入（年間）</td> <td>176万円以下</td> <td>260万円以下</td> <td>320万円以下</td> <td>380万円以下</td> <td>・・・</td> </tr> </table> <p>扶養人数の総収入（260万円）から、1人増えるごとに60万円加算 賃貸物件に居住の場合、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に家賃支払額を総収入額から減額する 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所の土地、建物は除く） 都内に引き続き1年以上在住していること 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと 区内対象者数（推計）：約3,000人</p>					扶養人数	0人（単身）	1人	2人	3人	・・・	総収入（年間）	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	・・・
扶養人数	0人（単身）	1人	2人	3人	・・・												
総収入（年間）	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	・・・												
内容	<p>1 相談窓口の設置・運営（荒川区社会福祉協議会に業務委託） 低所得者からの相談に応じ、東京都が実施する支援メニューの紹介及び受付・相談を行うなど、きめ細かな支援を実施するため、生活相談や就労支援に関する知識・経験を有する相談員を配置した相談窓口を設置・運営する。 東京都の主な支援メニュー （1）就職チャレンジ支援事業 正社員への就職にチャレンジする意欲と可能性を持つ者に対して、職業訓練を受講する機会を提供するとともに、より安定した就業を支援し、低所得者層が職業的・経済的に自立することを支援する。 （2）生活サポート特別貸付事業 職業訓練等を受講する間の資金及び就労のための資金等を無利子で貸し付ける。 （3）チャレンジ支援貸付事業 学習塾等の受講費用及び大学受験等の受験費用を貸し付けることにより支援を行う。 （4）東京都が指定する職業訓練・就職のための講座の紹介 （5）その他、関連施策の紹介 （6）利用者への一貫した支援体制の確保</p> <p>2 ネットワーク会議の設置・運営 社会福祉協議会事務局長、同管理課長、民生委員・児童委員協議会会長、足立公共職業安定所職員、日暮里支援相談室、荒川区等で構成されるネットワーク会議を設置、運営する。</p>																
経過	平成20年7月 東京都と荒川区において委託契約締結 平成20年8月 荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結 平成20年8月19日 事業開始																
必要性	東京都の事業であるが、一定の所得以下の者等が対象となっていることもあり、対象者の居住する身近な市区町村での相談窓口開設が対象者の利便性を高める。																
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施する。																

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	予算額	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	決算額（21年度は見込み）						21,000	14,950
	人件費						13,577	14,942
	【事務分担量】（%）						4,235	
	合計（+）	0	0	0	0	0	17,812	14,942
	国（特定財源）							
	都（特定財源）						13,577	14,942
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	4,235	0
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	相談件数（件）						408	
	就職チャレンジ支援（人）						29	
	生活サポート特別貸付（人）						2	
	チャレンジ支援貸付（人）						17	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			業務委託	13,577	業務委託	14,950

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
標	就職チャレンジ支援事業			191 29		500 50	上段：相談数 下段：申込み受理数
	生活サポート特別貸付事業			60 2		300 30	
	チャレンジ支援貸付事業			157 17		300 30	

問題点・課題 (指標分析)	1 20年度から22年度までの3年間の時限事業である。 2 生活サポート特別貸付を受けるには、就職チャレンジ支援事業等を受ける必要がある。 3 利用者にとって対象者要件及び手続きが複雑でわかりにくいケースがある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	広報の強化、徹底。荒川ケーブルテレビへの広報依頼(予定)、老人センター、アクロス荒川等の掲示板への掲示依頼(予定)による広報活動の拡大。	対象者への周知。相談件数の増加。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	東京都からの受託事業であり、現状の規模で実施する。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	生活保護事務費	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	橋本 義晴	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠法令等	生活保護法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護法に基づく事務の執行に要する経費を支出				
対象者等	保護課職員及び被保護者等				
内容	<p>1 生活保護法に基づく事務の執行に要する経費 嘱託医の設置費（内科医2名（火、木曜各1名）・精神科医1名（月曜）） 一般需用費（医療台帳、保護決定書、保護費支給袋等印刷代、保護手帳等生活保護関係図書購入費） 近接地外旅費（扶養義務調査・病院訪問調査） 役務費（被保護者通知、戸籍照会、29条調査郵送料等） 委託料（医療費支払事務、プラインシ保護シール貼付、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、施設委託事務費、生保システム関係経費、精神保健福祉業務）</p> <p>2 その他経費 近接地外旅費（全国研修会、先進福祉都市視察等） 食糧費（山谷福祉関係機関連絡会） 委託料（アパート整理委託） 使用料及び賃借料（山谷地区越年対策用自動車借上げ料） 負担金（全国研修会参加費等・大都市福祉事務所長会）</p>				
経過	平成5年度 委託料 アパート整理委託 新規予算措置 平成6年度 委託料 プラインシ保護用シール添付委託 新規予算措置 越年対策報償費が事務費から分離 平成12年度 生活保護システム更新4月稼動 介護扶助新設、医療券と診療報酬明細書が分離 平成13年度 レセプト点検委託 平成15年度 保護施設委託事務費新規予算措置（支援費制度導入により） 平成17年度 生活保護システム関係経費新規予算措置 平成20年度 生活保護システム一部修正（中国残留邦人等支援給付制度導入）				
必要性	生活保護事業を実施するための必要経費				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 委託業務及び委託先 ・医療費支払事務、医療扶助データ 作成委託 診療報酬支払基金 ・介護扶助費支払事務 国民健康保険連合会 ・要介護認定調査（10割給付者） 介護保険課 ・保護施設委託事務費 東京都高齢者研究・福祉振興財団 ・アパート整理業務、レセプト点検、生活保護システム運用、精神保健福祉業務 他の業務は職員が実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	21,543	22,143	38,475	34,460	34,199	35,199	37,980	
決算額（21年度は見込み）	20,831	21,446	36,301	29,957	32,340	33,754	37,980	
人件費			27,581	19,638	19,638	19,991		
【事務分担量】（%）			320	320	320	325		
合計（+）	20,831	21,446	63,882	49,595	51,978	53,745	37,980	
国（特定財源）	6,196	5,177	17,610	7,891	5,153	15,870	10,120	
都（特定財源）							104	
その他（特定財源）							1	
一般財源	14,635	16,269	46,272	41,704	46,825	37,875	27,755	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	介護扶助審査判定件数	99	121	105	144	123	122	145
	アパート整理件数	14	12	12	10	13	11	14

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報酬	嘱託医、資産調査専	7,446	嘱託医、資産調査専門員	7,446	嘱託医、資産調査専門員	7,446	
旅費	全国研修会等	0	全国研修会等	0	現業員研修会等	60	
食糧費	山谷対策打合せ	0	山谷対策打合せ	0	山谷対策打合せ	8	
一般需用	印刷製本（封筒等）	882	印刷製本（封筒等）	859	印刷製本（封筒等）	1,007	
役務費	郵送料（各種通知）	6,880	郵送料（各種通知）	7,726	郵送料（各種通知）	8,690	
委託料	システム保守、レプト点	15,208	システム保守、レプト点検、医	15,923	システム保守、レプト点検、医	18,917	
使用料及負担金補	生保システム機器リース等	1,441	生保システム機器リース等	1,441	生保システム機器リース等	1,483	
	全国研修会受講料等	0	全国研修会受講料等	0	全国研修会受講料等	9	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	レプト点検過誤返還金(千円)	27,854	36,870	40,769	-		レプト点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
	レプト点検総件数(千件)	119	120	120	124		

（問題点・課題 指標分析）	<p>被保護者数の増加、路上生活者支援事業等により、年々事務量は増加している。生保システム・パソコン等の有効活用、レセプト点検委託、医療扶助データベース化の推進等に取り組み、対応してきた。引き続き事務改善を通じて効率的・効果的な執行を行っていく必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
レセプト情報管理システムの導入。	資格審査処理、頻回受診者及び長期入院、外来患者の把握が抽出でき、適正な保護の運営が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく事務の執行経費

況議 会要 質問 旨状	<p>平成12年度 四定 平成13年度 三定</p> <p>区報で生活保護制度を周知する特集を組むこと 区報に特集（生活困窮した場合の相談方法等）を組んで周知してほしい・保護課の相談カードに生活保護申請の意思を明確に示せるよう、様式の改善をしてほしい</p>
----------------------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	越年対策報償費	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	綱島 修一	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	越年対策報償費（01-03-02）				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	・東京都福祉局長通知 ・山谷対策本部会決定	
終期設定	有 無	年度	法令等	（東京都・台東区・荒川区）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	東京都山谷地域越年相談事業に協力し、生活相談、宿泊援護等の業務に従事する一般職員の報償費の支給				
対象者等	保護課職員				
内容	<p>越年相談事業 山谷地域居住者のうち、年末年始の就労事情により、宿泊もできない困窮者に対して、生活相談及び宿泊援護等を行う。</p> <p>1 相談の実施期間 12月29日 2 実施場所 相談所 台東区リバーサイドスポーツセンター及び荒川区役所 援護施設 なぎさ寮（大田区）他 3 援護の方法 各相談所で面接相談を行い、次の措置をとる。 宿泊援護が必要な者は、なぎさ寮等への入所措置（タクシー等により施設へ移送） 入院が必要な者は、生活保護法による入院措置</p>				
経過	<p>昭和35年 第1～4次山谷事件発生 副知事を長とした「山谷旅館街宿泊人対策協議会」が設置され山谷対策の基本方針を決定</p> <p>昭和37年 「山谷福祉センター」設置。初めて越年対策実施（以後毎年実施）生活保護申請続出</p> <p>昭和40年 「東京都城北福祉センター」・「財団法人労働センター」開設</p> <p>昭和43年 山谷事件多発。東京都山谷対策本部設置。翌年、民生局に「山谷対策室」を設置</p> <p>昭和47年 山谷労働センター乱入事件・焼き打ち事件発生</p> <p>昭和48年 都が山谷対策特別就労事業を開始（以後毎年実施）</p> <p>昭和49年 越年施設大井寮開所。（昭和63年大田寮に改称、平成6年なぎさ寮に改称）</p> <p>昭和53年 準更生施設「潮見寮」竣工</p> <p>平成11年 更生施設「さざなみ苑」8月開設（越冬施設「潮見寮」から通年開設の施設となる）</p>				
必要性	生活保護事業を実施するための必要経費				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 越年相談事業は、東京都が、「山谷地区越年越冬対策部会」の決定に基づき実施。 台東区、荒川区は、東京都福祉保健局長からの依頼により職員に従事させている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	534	689	398	371	371	371	371	
決算額（21年度は見込み）	398	371	398	265	265	239	371	
人件費			431	119	119	122		
【事務分担当】（%）			5	5	5	5		
合計（+）	398	371	829	384	384	361	371	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	398	371	829	384	384	361	371	
実績の推移								
事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
延従事職員数	15	14	15	10	10	9	14	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	越年対策事務従事	265	越年対策事務従事	239	越年対策事務従事	371

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	越年相談者数(人)	853	853	862	850		
	宿泊援護者数(人)	825	825	813	820		
	入院者数(人)	1	1	1	1		

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 1 区 未実施 区） 台東区

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	山谷地域の越年相談事業関連経費

況議（要質問）	なし
---------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	就労促進事業	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	荒木 正秀	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	就労促進事業（01-03-03）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17 年度	根拠法令等	荒川区就労支援専門員設置要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	就労意欲があり自立に向けて就業活動しているが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、専門の相談員を設置することにより就業の実現に必要な支援を組織的、効果的に行い、被保護者の自立を助長し生活保護の適正実施に寄与することを目的とする。				
対象者等	被保護者のうち就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者。				
内容	就労支援専門員（ハローワークOB）の設置 1 対象者の選定 ・ 就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者 2 就労支援検討会 ・ 対象者、支援方針及び支援内容等を決定 3 具体的支援 ・ ハローワーク足立、人材銀行等への同行 ・ 会社訪問、面接等援助 ・ ケースワーカーとの連携（環境整備等） 4 就労支援結果の確認 ・ 就労状況確認 ・ 就労支援継続の要否の検討				
経過	平成17年4月 事業開始				
必要性	被保護者の自立を促進し、生活保護の適正実施に寄与する。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ・ 就労支援専門員との面接（ケース毎の就労支援指導） ・ ハローワーク足立、人材銀行等への同行 ・ 会社訪問、面接等援助 ・ 就業状況確認 ・ 就労支援継続の要否の検討				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		予算額				3,194	3,079	3,078
決算額（21年度は見込み）				3,059	3,037	3,029	3,026	3,065
人件費				862	854	854	848	
【事務分担量】（%）				10	10	10	10	
合計（+）		0	0	3,921	3,891	3,883	3,874	3,065
国（特定財源）				3,034	3,033	3,029	3,018	3,018
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	887	858	854	856	47
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	就労支援対象者数			72	89	67	53	15

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	就労支援専門員報酬	2,694	就労支援専門員報酬	2,693	就労支援専門員報酬	2,694
共済費	社会保険料	321	社会保険料	324	社会保険料	330	
特別旅費	ハローワーク等同行	16	ハローワーク等同行	9	ハローワーク等同行	41	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	就労人員(人)	51	38	36	40		
	就労自立世帯数(世帯)	7	8	4	5		

（問題点・課題分析）	<p>短期間の就労で辞める者が多いため、担当ケースワーカーとの連絡及び連携を密にし、就労の阻害要因となるものを把握することでケースの不安を取り除き、働かされるのではないことを十分説明し、就労意欲を上げていく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 17 区 未実施 5 区）</p> <p>港、墨田、大田、世田谷、杉並、練馬、足立、中央、新宿、江東、品川、中野、豊島、北、板橋、葛飾、江戸川</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
18年度の支援方法を踏まえ、支援対象者の選考・支援メニューの適切な選択を行うことにより、より多くの者の就労に結びつける。	就労に結びつくことが期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	就労支援専門員の配置、相談・援助活動に要する経費

況議 （要 質 問 状 ）	なし
------------------------------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	自立支援事業	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	新井 悦夫	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	自立支援事業（01-03-04）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 13 年度	根拠	路上生活者対策事業実施大綱		
終期設定	有 無 年度	法令等	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者に対して、生活相談等を行うとともに都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者の早期社会復帰に向けた支援を行う。				
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者				
内容	1 路上生活者の自立に向けた生活に関すること等の相談 2 都区共同事業である「路上生活者対策事業」に基づき設置された各施設の利用承諾等 [路上生活者対策施設] (1) 路上生活者緊急一時保護センター（一時的な保護と心身の健康回復） (2) 路上生活者自立支援センター（上記保護センター利用者で就労に支障のない者の生活相談、指導） [路上生活者対策施設の設置の考え方] (1) 路上生活者緊急一時保護センターと路上生活者自立支援センターは、特別区の各ブロック内にそれぞれ1か所設置。（計10施設）また、設置期間は概ね5年間とする。 (2) 施設の建設は、基本的に東京都が行う。施設の管理運営は特別区が行うものとし、特人厚が共同処理する。				
経過	平成12年7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協議締結 12月 自立支援センター台東寮、新宿寮開設 平成13年4月 荒川区において路上生活者自立支援相談員設置 4月 自立支援センター豊島寮開設 7月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結 11月 緊急一時保護センター大田寮開設 平成14年2月 自立支援センター墨田寮開設 3月 緊急一時保護センター板橋寮開設 平成15年6月 路上生活者を対象とした民間の宿泊所の設置・運営について、近隣住民からの陳情を採択 7月 宿泊所の設置に関する荒川区指導要綱、運営指導指針を制定、施行 平成16年3月 緊急一時保護センター江戸川寮開設 3月 自立支援センター渋谷寮開設 平成17年2月 緊急一時保護センター荒川寮開設 8月 緊急一時保護センター千代田寮開設 平成18年4月 自立支援センター杉並寮開設 11月 緊急一時保護センター世田谷寮開設 平成19年3月 自立支援センター葛飾寮開設				
必要性	路上生活者の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 利用承諾、処遇決定等は、特別区が行う。宿泊援護、生活指導、健康診断等は、特人厚が共同処理する。 職業相談、住宅相談は、東京都が行う。 各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額	3,434	3,353	3,269	3,199	3,199	3,208	3,197	
決算額（21年度は見込み）	3,177	3,190	3,167	3,108	3,137	3,075	3,197	
人件費			8,619	8,540	8,540	8,470		
【事務分担量】（%）			100	100	100	100		
合計（+）	3,177	3,190	11,786	11,648	11,677	11,545	3,197	
国（特定財源）	1,758	3,095	3,012	3,009	3,029	3,034	3,108	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,419	95	8,774	8,639	8,648	8,511	89	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	緊急一時保護センター在籍者数		9	5	11	6	11	10
	自立支援センター在籍者数		10	9	4	6	3	4

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	自立支援相談員報酬	2,709	自立支援相談員報酬	2,709	自立支援相談員報酬
共済費	社会保険料	305	社会保険料	309	社会保険料	315	
職員旅費	研修旅費	57	研修旅費	0	研修旅費	86	
特別旅費	施設移送同行旅費	39	施設移送同行旅費	32	施設移送同行旅費	58	
役務費	施設移送費	28	施設移送費	25	施設移送費	29	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	自立者数(人)	11	10	29	30		路上生活から自立した生活に移行した者
	相談延件数(人)	89	78	121	120		
	緊急一時保護センター入所者数(人)	58	63	78	80		

（問題点・課題）	区内の緊急一時保護センターの施設運営事業者との連絡を密にし、地域に十分配慮した適正な施設運営及び巡回相談が図られることが必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
路上生活者の巡回相談を充実し、緊急一時保護センターの利用促進を図る。	路上生活者の就労による自立により、路上生活者の減少が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	自立支援員の配置、路上生活者の生活相談・都区共同事業の利用援助等

（議会要旨）	自立支援事業に関する質問、ホームレス問題に対する認識等
--------	-----------------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	山谷地区医療協力謝礼金	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘					
		担当者名	白井 有子	内線	2621					
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	山谷地区援護費(01-04-01)									
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	東京都福祉局長・台東区長・荒川区長連名協定書						
終期設定	有 無	年度	法令等							
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画					
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]								
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]								
	施策	低所得者の自立支援[02-10]								
目的	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する、医療機会の確保、医療業務の円滑な実施を図るため。									
対象者等	城北労働・福祉センター、荒川区福祉事務所、台東区福祉事務所が依頼した医療機関のうち、山谷地域の簡易宿所等に居住する者等に対して医療業務を行った民間医療機関。									
内容	新規入院・外来の件数に比例した格付け（A～Rランク）の協力を民間医療機関に支給 (1) 支払回数 年2回 1期（3月から8月） 2期（9月から2月） (2) 支給基準額（単位：千円、新規入院7点、新規外来3点による累計点で格付けし支給額を決定） (3) 使途の限定 入院患者の日用品の立替、医療機関の備付器具・寝具等の修理、医療ケースワーカーの手当等に限定									
	格付	点数	協力金	格付	点数	協力金	格付	点数	協力金	
	A	30 - 49	35,000	G	250 - 299	150,000	M	550 - 599	300,000	
	B	50 - 74	40,000	H	300 - 349	175,000	N	600 - 699	325,000	
	C	75 - 99	50,000	I	350 - 399	200,000	O	700 - 999	350,000	
	D	100 - 149	75,000	J	400 - 449	225,000	P	1000 - 1499	375,000	
	E	150 - 199	100,000	K	450 - 499	250,000	Q	1500 - 1999	400,000	
	F	200 - 249	125,000	L	500 - 549	275,000	R	2000以上	425,000	
	経過	昭和47年 東京都が「山谷地域救急医療協力金支払事務実施要綱」を制定し事業開始、昭和50年6月14日協定を締結 平成4年 格付け点数上限を600点から2,000点に、下限を50点から30点に変更 平成5年 単価改訂、格付け単価を一律5,000円増額 平成11年度 国庫補助金の対象事業となる。								
	必要性	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。								
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 協力金の金額査定 東京都保護課、台東区福祉事務所、荒川区福祉事務所、城北労働・福祉センターで構成する査定委員会 が各実施機関の実績に基づき査定・決定する。									

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	2,010	2,050	2,596	2,665	2,344	2,151	1,894	
決算額（21年度は見込み）	1,920	2,010	1,840	1,555	1,395	1,365	1,894	
人件費			862	854				
【事務分担当】（%）			10	10				
合計（+）	1,920	2,010	2,702	2,409	1,395	1,365	1,894	
国（特定財源）	1,855	2,010	1,840	1,555	1,395	1,365	1,894	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	65	0	862	854	0	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	入院（件数）	195	217	216	199	177	153	
	外来（件数）	429	400	303	207	202	231	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	山谷地区医療協力金	1,395	山谷地区医療協力金	1,365	山谷地区医療協力金	1,894

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	対象医療機関(件)	38	34	35	35		

（問題点・課題 指標分析）	東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課において、「東京都山谷地域及び路上生活者救急医療協力謝金交付要綱・同事務取扱要領」を制定し予算の範囲内で謝礼金を交付している。この事業と本事業との関係も含め、事業のあり方や効果について検討する必要がある。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 区） 台東区

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	山谷の簡易宿所居住者等に対する円滑な医療実施を目的

議会議決 （要旨）	なし
--------------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	生活扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	高野 昇	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	生活扶助（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	国民の生存権保障を規定する憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。 [生活保護制度の基本原則] 1 国家責任による最低生活の保障 2 保護請求権の無差別平等 3 健康で文化的な最低生活保障 4 保護の補足性の原理 生活扶助は、被保護者の日常生活の需用を満たすために必要なものを扶助する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者で、以下の要件を満たすと同時に、現在の収入が、厚生労働省の定める保護基準を下回る者。（生活用品で当該地域の普及率70%超のものは保有可） 自己が利用しうる資産、能力等あらゆるものの活用 民法で定める扶養義務者の扶養 他法、他施策による扶助の優先活用				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助と併給して、下記により生活扶助を行う。 [生活扶助の範囲] 1 衣食その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの 2 移送費 [生活扶助の実施原則] 1 居宅保護を原則。ただし、居宅でできないとき、保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、保護施設又は適当な施設に収容して行う。 2 金銭給付を原則。ただし、金銭給付でできないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 3 保護金品は1ヶ月分以内を限度に前渡しする。ただし、これによりがたいときは1ヶ月分をこえて前渡しできる。 4 居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付。これによりがたいときは、被保護者個々に交付。 [生活扶助の基準額]（20年度）70歳以上単身世帯 75,770円 [荒川区の生活扶助]（20年度）平均支給月額 61,236円（4,227人）				
経過	昭和21年9月 旧生活保護法制定（国家責任による無差別平等の保護を初めて明らかにする） 昭和25年5月 現生活保護法制定（憲法25条に基づくものとして全面改正、旧法は素行不良者を排除） 昭和29年5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知） 昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に到る 平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 3/4 に改正 平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算				
必要性	生活保護法に基づく事務事業である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） [保護実施上の原則] 1 申請保護の原則(職権も可) 2 保護基準による判定、支給 3 必要即応の原則 4 世帯単位の原則 [実施内容] 1 面接相談、申請受理 2 申請に対して資産、稼働能力、扶養義務、病状調査、14日以内に決定、通知 3 施設への収容、保護費の支給 4 訪問による自立助長のための生活指導、生活相談、病状把握等 [保護費支払方法] H21,5月分 窓口払（928件） 銀行払（2,729件） 送金払（145件）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	2,904,319	3,024,387	3,087,544	3,261,618	3,143,868	3,122,313	3,089,604	
決算額（21年度は見込み）	2,893,611	3,013,045	3,007,985	3,021,381	3,037,041	3,106,146	3,089,604	
人件費			40,572	44,270	44,270	64,501		
【事務分担当量】（%）			525	540	540	790		
合計（+）	2,893,611	3,013,045	3,048,557	3,065,651	3,081,311	3,170,647	3,089,604	
国（特定財源）	2,170,208	2,225,950	2,214,677	2,209,076	2,273,648	2,275,449	2,287,203	
都（特定財源）	90,904	106,516	92,796	86,136	79,878	74,849	70,884	
その他（特定財源）	33,591	28,010	42,726	47,858	58,014	73,100	40,000	
一般財源	598,908	652,569	698,358	722,581	669,771	747,249	691,517	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	基準生活延人員	42,997	46,382	48,189	49,515	49,580	50,729	51,428
	基準生活費	2,783,235	2,891,995	2,883,743	2,888,692	2,892,146	2,955,971	2,925,996
	その他生活費	110,376	121,050	124,242	132,689	144,895	150,175	163,608

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	基準生活費等	3,037,041	3,106,146	基準生活費等	3,106,146	基準生活費等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	保護世帯数（世帯）	3,637	3,680	3,705	3,923		
	保護人員（人）	4,424	4,478	4,511	4,769		
	保護率（‰）	23.4	23.3	22.9	23.9		

（問題点・課題 指標分析）	<p>景気の停滞、高齢化の進展を背景に被保護者数は依然として増加傾向にあり、生活扶助費は増加の一途である。今後もこの傾向は継続していくと推定されるため、生活保護の適正実施は重要課題となっている。</p> <p>具体的には、収入・資産調査の充実による不正受給の防止、扶養義務調査の充実による経費の節減（仕送り増等）、就労指導の強化による自立助長、生活保護費弁償金等歳入の適正な確保について等、適正実施のための取組みを強化することが必要である。</p>
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
被保護者の資産・収入・年金等の調査や就労指導を強化する。	適正な生活保護の実施や就労者の増が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議 会 要 旨 問 題 状 況	<p>平成13年度 三定</p> <p>餓死事件を発生させないために、電気・ガス事業者とも総合的な連絡・連携体制をとるよう。</p> <p>ケ-ワ-カ- 1人あたり80ケ-ス体制（国基準）の実現。人員増を望む。</p> <p>[過去の状況]</p> <p>教科書問題に関すること（平成8年6月～9年6月）、保護の実施に関すること（平成9年2月）、職員体制に関すること（平成9年2月）、生活保護世帯への相談の充実（平成11年三定）</p>
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	住宅扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	高野 昇	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	住宅扶助(01-01-02)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき家賃・間代、地代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助と併給して下記により住宅扶助を行う。 [住宅扶助の範囲] 1 住宅費(家賃・間代、地代、敷金等) 2 住宅維持費(住宅維持のための補修等) [住宅扶助の実施原則] 1 金銭給付によって行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達成するために必要なときは、現物給付によって行う。 2 現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 3 保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。 [住宅扶助の基準額] (21年度) 家賃等 一般基準 13,000円以内 特別基準 53,700円以内 (6人以下の世帯) 特別基準(1.3倍) 69,800円以内 敷金等 279,200円以内 住宅維持費(年額) 118,000円以内 契約更新料 104,700円以内				
経過	生活扶助と同じ。 平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円 104,700円）				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 宿所提供施設、緊急宿泊施設等の一時的宿泊施設への収容による現物給付以外は、生活扶助と同じ。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	1,242,979	1,399,695	1,498,500	1,691,960	1,736,810	1,713,840	1,775,958	
決算額（21年度は見込み）	1,242,006	1,389,296	1,479,618	1,545,074	1,592,616	1,708,108	1,775,958	
人件費			40,572	44,270	44,270	64,755		
【事務分担当量】（%）			525	540	540	793		
合計（+）	1,242,006	1,389,296	1,520,190	1,589,344	1,636,886	1,772,863	1,775,958	
国（特定財源）	931,504	1,041,972	1,109,713	1,158,806	1,192,295	1,251,297	1,331,968	
都（特定財源）	35,454	42,757	40,138	35,196	33,737	33,335	32,595	
その他（特定財源）								
一般財源	275,048	304,567	370,339	395,342	410,854	488,231	411,395	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	家賃延世帯数	31,469	34,781	36,164	37,324	37,818	39,254	40,108
	家賃支出額	1,175,065	1,316,845	1,404,259	1,470,084	1,513,480	1,610,005	1,674,389
	その他住宅費	66,941	72,451	75,359	74,990	79,136	98,103	101,569

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	家賃・間代等	1,592,616	家賃・間代等	1,708,108	家賃・間代等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
	生活扶助と同じ						

（問題点・課題分析）	<p>被保護者数の増加や平均単価の上昇は住宅扶助費の増加をもたらしている。積極的に公営住宅の入居申請を指導するなど適正な住居の確保に一層努力することが必要である。</p> <p>被保護者が家賃を滞納し、家主・不動産業者と関係が悪化しているケースがある。家賃滞納問題は、契約者間の問題ではあるが、生活指導の観点から福祉事務所としても適切な指導を行っていく。</p> <p>都営住宅の家賃滞納については、都と協力し対処する。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議況（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	教育扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	高野 昇	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	教育扶助(01-01-03)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準(厚生省告示・次官通達・局長通達)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴い必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの（外国人学校は除外）、他は生活扶助と同じ。				
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により教育扶助を行う。</p> <p>[教育扶助の範囲] 1 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 2 義務教育に伴って必要な通学用品及び通学交通費 3 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの</p> <p>[教育扶助の実施原則] 1 金銭給付によって行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付によって行う。 2 保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。</p> <p>[教育扶助の基準額]（21年度）一般基準 小学校 2,150円 中学校 4,180円 特別基準(学級費等) 小学校 620円 中学校 740円 学習支援費 小学校 2,560円 中学校 4,330円</p>				
経過	生活扶助と同じ。 平成21年7月1日から学習支援費が新設される。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>基準額の支給は、義務教育就学者の有無の確認を行い、当該世帯の保護費に加算して親権者に支給する。給食費、教材代等は、教育委員会、学校長に対し調査を行い支給額を決定する。 なお、給食費については、各学校長に直接交付している。</p>				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		13,337	14,880	15,168	17,273	18,894	20,348	22,321
決算額（21年度は見込み）		12,850	13,062	14,974	16,992	18,727	19,163	22,321
人件費				40,572	44,270	44,270	32,674	
【事務分担量】（％）				525	525	540	400	
合計（ + ）		12,850	13,062	55,546	61,262	62,997	51,837	22,321
国（特定財源）		9,637	9,796	11,230	12,744	14,020	14,038	16,741
都（特定財源）		11	85	43	52	26	0	16
その他（特定財源）								
一般財源		3,202	3,181	44,273	48,466	48,951	37,799	5,564
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	基準教育延人員	1,577	1,604	1,805	2,042	2,146	2,200	2,495
	基準教育費	4,755	4,732	5,380	5,910	6,156	6,403	7,243
	その他教育費	8,095	8,330	9,594	11,082	12,571	12,760	15,078

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	基準教育費等	18,727	基準教育費等	19,163	基準教育費等	22,321

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	生活扶助と同じ						

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議況（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	飯塚 房枝	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護扶助(01-01-04)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準(厚生省告示・次官通達・局長通達)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者が否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。 [介護扶助の範囲] (介護保険の給付対象と同じ) 1 居宅介護(居宅介護支援計画に基づき行うもの) 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送 [介護扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。 3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。 [介護扶助と介護保険給付の関係] 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。 2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。(10割給付)				
経過	平成12年4月 介護保険導入により介護扶助新設。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) [被保険者] 保護の申請・介護扶助を決定(事前に、要介護認定を受け介護サービス計画を作成していることが必要) [被保険者以外] 保護の申請 要介護の審査、判定に基づき介護サービス計画作成を依頼 介護扶助を決定以下、両者同じ 介護券を発行し、直接指定介護機関へ送付 介護扶助支払は東京都国民健康保険団体連合会に委託 福祉用具購入費、移送費等は、福祉事務所で支払い				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		109,911	142,259	188,643	266,195	279,236	291,696	199,503
決算額(21年度は見込み)		108,592	128,876	181,839	206,333	211,045	212,169	199,503
人件費				40,572	44,270	44,270	32,674	
【事務分担量】(%)				525	525	540	400	
合計(+)		108,592	128,876	222,411	250,603	255,315	244,843	199,503
国(特定財源)		81,444	96,657	136,379	154,750	157,997	155,428	149,627
都(特定財源)		7,009	6,834	9,808	10,798	14,072	13,860	16,050
その他(特定財源)								
一般財源		20,139	25,385	76,224	85,055	83,246	75,555	33,826
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	居宅介護延人員	3,074	3,619	4,368	4,428	4,035	4,338	4,119
	施設介護延人員	719	896	1,116	1,175	1,204	1,149	1,298

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	居宅介護費等	211,045	居宅介護費等	212,169	居宅介護費等	199,503

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	生活扶助と同じ						

（問題点・課題）	<p>東京都、介護保険者、指定介護機関等の関係機関と連絡を密にして、介護扶助の実状を把握し適正実施に努める。 介護施設、療養型病院等の整備により、医療扶助（社会的要因による入院）から介護扶助へ徐々に移行されてきているが、まだ十分な状態ではない。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議（要質問状）	なし
---------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	医療扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	庄司 智美	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	医療扶助(01-01-05)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。				
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。</p> <p>[医療扶助の範囲] 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送</p> <p>[医療扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。</p>				
経過	生活扶助と同じ。 平成19年度 医療扶助対象の人口透析が自立支援医療（更正医療）の給付対象となる。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>被保護者の申請（傷病届）により医療券を発行し、指定医療機関等で現物給付。なお、入院に際しては医師の要否意見書に基づき実施。</p> <p>医療扶助の実施にあたっては、専門的知識・判断等が必要になるため精神科医を含む嘱託医3人を委嘱。診察報酬の支払いは社会保険診療報酬支払基金に委託。移送費、眼鏡等の一部の医療費は、福祉事務所で支払。レセプト点検委託 民間業者</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	4,338,129	4,753,737	5,031,818	5,241,981	4,903,076	5,014,849	4,559,508	
決算額（21年度は見込み）	4,294,267	4,611,821	4,787,779	4,819,187	4,538,970	4,454,446	4,559,508	
人件費			40,572	44,270	44,270	65,348		
【事務分担当量】（%）			525	540	540	800		
合計（+）	4,294,267	4,611,821	4,828,351	4,863,457	4,583,240	4,519,794	4,559,508	
国（特定財源）	3,220,700	3,458,865	3,590,834	3,614,390	3,398,051	3,263,165	3,419,631	
都（特定財源）	382,860	328,082	327,662	329,582	314,526	296,916	289,915	
その他（特定財源）								
一般財源	690,707	824,874	909,855	919,485	870,663	959,713	849,962	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	入院延件数	6,101	6,434	6,210	6,121	5,922	5,604	5,495
	外来延件数	49,778	54,718	57,991	58,091	58,931	61,174	62,302
	歯科延件数	5,604	6,480	7,281	7,478	7,563	7,654	7,947
	調剤延件数	33,550	36,825	40,165	41,582	43,219	45,872	48,161

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	入院費等	4,538,970	入院費等	4,454,446	入院費等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	生活扶助と同じ						

（問題点・課題 指標分析）	医療扶助の生活保護費全体に占める割合は、18年度で約半分を占めていて、医療扶助の適正実施は大きな課題であり、レセプト点検の業者委託を通して被保護者の受診の実態と診療報酬の支払状況を的確につかみ、医療扶助の適正実施に一層努力することが必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

（議会要旨）	平成13年 一定 入院患者の日用品費について「医療費以外に支出する入院雑費等を把握すること」
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	出産、生業、葬祭扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	高野 昇	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	出産、生業、葬祭扶助(01-01-06)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準(厚生省告示・次官通達・局長通達)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として支給する。				
対象者等	1 出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦。 2 生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者。ただし、収入の増加又は自立の助長の見込みのある者。 3 葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者。 他は生活扶助と同じ。				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 [出産扶助の範囲] 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料 [生業扶助の範囲] 1 生業に必要な資金、器具又は資料 2 生業に必要な技能の修得 3 就労のために必要なもの 4 高校等就学費 5 学習支援費（H21、7、1から） [葬祭扶助の範囲] 1 検案 2 死体の運搬 3 火葬又は埋葬 4 納骨その他葬祭のために必要なもの [出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の実施原則] 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 [保護金品の交付者] 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者。 [基準額]（21年度）出産扶助 204,000円以内 葬祭扶助 199,000円以内 生業扶助 75,000円以内				
経過	生活扶助と同じ。 平成17年度より、生業扶助に高校等就学費が新設された。 平成21年7月1日から高校等就学世帯に学習支援費が新設される。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		27,509	32,116	38,922	37,784	49,105	48,862	41,775
決算額（21年度は見込み）		27,157	31,999	38,922	37,784	45,549	48,316	41,775
人件費				40,572	44,270	44,270	32,674	
【事務分担量】（%）				525	540	540	400	
合計（ + ）		27,157	31,999	79,494	82,054	89,819	80,990	41,775
国（特定財源）		20,368	23,999	29,191	28,338	34,100	35,395	31,331
都（特定財源）		1,763	2,484	2,452	1,946	2,299	2,481	2,226
その他（特定財源）								
一般財源		5,026	5,516	47,851	51,770	53,420	43,114	8,218
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	葬祭延件数	162	202	197	197	234	258	258

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	葬祭費等	45,549	葬祭費等	48,316	葬祭費等	41,775

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	生活扶助と同じ						

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議事録（要旨）	なし
-----------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	自立促進支援給付金事業	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	橋本 義晴	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	自立促進支援金給付事業（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17 年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護法による保護を受けている世帯に対し、自立支援に要する経費の一部を支給し、その自立を促進することを目的とした東京都の「被保護者自立促進事業」で、交付要綱に基づき東京都補助事業として実施し自立促進支援金を支給する。				
対象者等	自立支援に資すると福祉事務所長が認める被保護世帯				
内容	項目	説明	内容	年間支給上限額	
	就労支援	【就労支援費】求職活動にふさわしい服装を支給する。	服等	25,000	
		補助教材等購入費を支給する。	補助教材	12,000	
		【緊急一時保育料】母の就労支援のため、母子の病気時の支援を行なう。	母・子の病気等緊急対	30,000	
	社会参加活動支援	【社会参加活動費】	ボランティア講座受講料	6,000	
		高齢者が社会に貢献することにより、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ。	ボランティア保健	700	
			シルバー人材センター年会費	1,000	
地域生活移行支援	【生活支援事業】安定した日常生活を送れるよう支援する。	居室清掃	150,000		
	【債務整理援助事業】自己破産等の手続きを支援する。	ヘルパ-等派遣	60,000		
健康増進支援	【健康増進費】介護予防教室や各種グループワーク活動に参加することにより、要介護状態になることを予防する。	介護予防教室等参加費	1,000		
	【高校進学等支援費】進学、基礎学力向上の観点から、学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対し支援する。	塾、講座受講費	150,000		
次世代育成支援	【クラブ活動参加費】クラブ活動参加に対し支援する。（H21、4～6月まで）	クラブ活動参加費	20,000		
経過	平成16年度末をもって東京都は、「見舞金支給事業」を廃止し、平成17年度より「被保護者自立促進事業」として再構築し実施することとなった。本事業は東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、平成17年7月に開始した。				
必要性	被保護者の自立を促進するための事業で必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	1 支給時期	随時			
	2 支給決定	被保護者からの申請に基づき決定し支給する。			

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額			29,031	10,000	7,412	5,905	7,107	
決算額(21年度は見込み)			1,400	1,592	2,414	5,391	7,107	
人件費			1,293	854	854	847		
【事務分担量】(%)			15	10	10	10		
合計(+)	0	0	2,693	2,446	3,268	6,238	7,107	
国(特定財源)								
都(特定財源)			3,248	1,606	2,335	5,390	7,107	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	-555	840	933	848	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	就労支援(延件数)			0	0	2	6	
	社会参加活動支援(延件数)			3	5	6	4	
	地域生活移行支援(延件数)			66	67	76	188	
	健康増進支援(延件数)ほか			0	25	69	37	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	自立促進支援給付金	2,414	2,414	自立促進支援給付金	5,391	自立促進支援給付金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	自立促進支援金支給件数	97	153	183	164		

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	保護者の就労や社会参加、健康増進等、自立に資する活動の支援

議会議況（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	入浴券支給事業	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	山中 洋子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	入浴券（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	45 年度	根拠	生活保護世帯に対する入浴料金助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	被保護者に公衆浴場の入浴券を交付することにより、当該世帯の家計費の負担軽減と身体の衛生管理を維持し、健康と福祉の増進を図る。				
対象者等	居宅において生活保護を受けている者 風呂所有者及び入院・入所中の者を除く				
内容	交付対象者区分 1 1 支給対象 4月1日から6月15日まで引続き被保護者であって基準日（6月15日）に該当する者 2 支給方法 民生委員に依頼し年1回個別配付（7月中旬～下旬）・配付困難な者については保護課窓口 3 支給枚数 60枚 交付対象者区分 2 1 支給対象 4月2日～2月末日までに生活保護開始及び基準日以降退院・退所により該当する者 2 支給方法 保護課窓口（ただし4月2日～6月15日まで交付対象になった者は交付対象者区分1と一緒に配付） 3 支給枚数 交付対象者になった月の翌月から1ヶ月当り 5枚 購入単価 大人 H6年 350円、H7年 360円 H8～11年 370円 H12～17年 380円 H18年～ 400円 …………… H20年6月～ 420円 中人 H6～11年 170円 H12年～ 180円 小人 H6～11年 70円 H12年 80円 H13～17年 無料 H18年～ 80円				
経過	昭和45年 都の事業として開始（60枚） 昭和50年 区が実施主体となる。都事業分（60枚）に区事業分（20枚）を加算 平成2年 都事業分（60枚）・区事業分（30枚）に変更 平成11年 区事業分を見直し（支給数90枚から60枚に縮小、新規保護開始者に月5枚換算で支給） 平成21年 配付する入浴券に通し番号を付与する。				
必要性	風呂のないアパート等に居住する被保護者にとって、家計費の負担軽減となり、身体の衛生管理の一助となっている。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 該当者の抽出、入浴券の封入（世帯別）終了後、民生委員に配付依頼。 新規被保護者等については、保護課窓口にて配付。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	34,733	38,506	43,040	44,045	42,298	41,764	43,450	
決算額（21年度は見込み）	34,732	38,506	38,832	40,852	41,254	41,706	43,450	
人件費			862	854	854	847		
【事務分担当量】（%）			10	10	10	10		
合計（ + ）	34,732	38,506	39,694	41,706	42,108	42,553	43,450	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	34,732	38,506	39,694	41,706	42,108	42,553	43,450	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	交付対象者区分1・大人（人）	1,476	1,656	2,693	1,678	1,503	1,562	1,695
	交付対象者区分1・中人（人）	9	14	6	4	3	1	1
	交付対象者区分1・小人（人）				0	0	1	1
	交付対象者区分2・大人（人）	176	160	166	151	274	132	186
	交付対象者区分2・中人（人）	4	3	1	1	1	2	1
交付対象者区分2・小人（人）				0	0	1	0	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	入浴券		41,254	入浴券	41,706	入浴券

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	入浴券支給枚数	102,222	103,300	99,300	102,870		

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 17 区 未実施 5 区）</p> <p>足立区、墨田区、葛飾区、北区、中央区は未実施 目黒区 65枚、大田区 50枚、千代田区 48枚 他の区は都基準（60枚）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	風呂のない居宅保護者の負担軽減と衛生的環境の維持

況議 （要旨） 会質 問 状	<p>平成10年2月（予特） 入浴券のチケットショップへの売却について</p> <p>平成11年2月（予特） 支給枚数の削減について</p>
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	入院必需品	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	白井 有子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	入院必需品(01-03-02)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	荒川区簡易宿泊所等に居住する被保護者及び住所不定者等に対する入院必需品の支給要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	荒川区の区域内の簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者が、緊急の入院に際し、必要な用品等を購入する資力がない場合に入院必需品を支給し、医療機関への入院を容易にする。				
対象者等	荒川区内に居住する次に掲げる者とする。 (1) 簡易宿泊所に居住する単身入院者 (2) 前号に準ずるものと認められる者				
内容	荒川区内の簡易宿泊所に居住する者等が緊急入院する際に、医療機関の受入を円滑にするために支給。支給品目は次のとおり (1) 洗面具セット (2) 寝巻又はパジャマ 被保護者を除く (3) 下着 被保護者を除く				
経過	平成8年度までは単年度事業として実施 平成9年4月 「入院必需品の支給要綱」制定 平成10年度 洗面具セットを2週間程度の使用に耐えられるものに切替え、経費節減を図る。 平成18年度 医療機関の空調設備等による環境の向上に供い、パジャマをオールシーズン対応の物に切替え冬物を廃止し、経費節減を図る。				
必要性	簡易宿泊所居住者や路上生活者の医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 入院必需品の支給を受けようとする者は、入院必需品支給申請書兼受領書にて所長に申請。 城北労働・福祉センター、荒川区管内の救急隊協力による支給分は、事前に配布し、事後報告後、確認、決定する。なお、支給後に生活保護法を適用された者の場合は、法内支給の「入院時の衣料」に振替。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	201	201	200	200	200	200	225	
決算額（21年度は見込み）	175	201	186	174	172	118	225	
人件費								
【事務分担量】（％）								
合計（ + ）	175	201	186	174	172	118	225	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	175	201	186	174	172	118	225	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	洗面具セット	100	100	85	80	80	70	90
	寝巻	10	19	20	15	5	0	20
	下着	20	20	20	20	35	10	20

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	洗面具セット外	172	洗面具セット外	118	洗面具セット外	225

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	<p>城北労働・福祉センター、救急隊（荒川管内）の協力を得て実施している事業であり、今後も実態に即した事業を継続していく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>台東区・千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・墨田区・渋谷区・中野区・北区・足立区</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	簡易宿所等に居住する要保護者、住所不定者の緊急入院用

議会議況（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	救護施設	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	屋代 千寿子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	救護施設(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。				
対象者等	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者				
内容	<p>救護施設は全国で180施設（在籍者数 16,957人）ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者　くるめ園[小平市：在籍者2名] ・精神病寛解者　あかつき[小平市：在籍者6名] ・アルコール依存症回復者　救世軍自省館[清瀬市：在籍者0名] ・その他　昭島荘、村山荘、さつき荘、優仁ホーム、光の家神愛園、黎明寮 <p>救護施設の在籍者数（平成21年3月現在）　17名</p>				
経過					
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>福祉事務所から施設に対し、収容調査表、保護決定通知書（写）、検診書（「あかつき」収容の場合は病院長の意見書）を添え収容依頼する。その後、施設見学と共に施設管理者の面接が実施され、入所を許可された者は、入所順番待ちの登録をする。施設側から許可がありしだい入所となる。</p> <p>措置費（施設生活扶助・施設事務費）の支払は財団法人東京都地域福祉財団に委託している。</p>				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	38,816	41,459	43,896	42,854	44,743	48,670	52,780
	決算額（21年度は見込み）	38,485	38,323	42,539	40,755	45,705	47,484	52,780
	人件費			14,387	15,610	15,610	17,186	
	【事務分担量】（%）			185	190	190	210	
	合計（+）	38,485	38,323	56,926	56,365	61,315	64,670	52,780
	国（特定財源）	28,864	28,742	31,775	30,566	37,727	34,785	39,585
	都（特定財源）	8,295	8,248	9,265	8,885	10,234	9,937	11,906
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,326	1,333	15,886	16,914	13,354	19,948	1,289
実 績 の 推 移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	生活費（延べ人員）	152	162	182	167	180	184	190
	生活費（金額）	7,775	7,224	8,406	7,628	9,429	9,070	10,365
	事務費（延べ人員）	167	170	190	181	199	208	230
	事務費（金額）	30,710	31,099	34,133	33,127	36,276	38,415	42,415

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設生活費、事務費	45,705	施設生活費、事務費	47,484	施設生活費、事務費	52,780

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議会議決 （要旨）	なし
--------------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	更生施設	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	屋代 千寿子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	更生施設(01-01-02)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	身体上又は精神上的の理由により養護及び指導を必要とする要保護者で、近い将来、社会復帰できる見込のある者を入所させて生活扶助を行う。				
対象者等	養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者				
内容	<p>更生施設は全国で18施設（在籍者数 1,769人）あり、荒川区では主に下記の施設に入所させている。また、更生施設以外の施設に、宿所提供施設、民間の宿泊所等がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生施設：浜川荘、塩崎荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、淀橋荘、けやき荘、しのばず荘、さざなみ苑（旧潮見寮、山谷対策用） ・宿所提供施設：西新井栄荘、塩崎荘、千歳荘、小豆沢寮、富士見寮 民間の宿泊所：やまて寮、新大久保寮、新光館 <p>更生施設の在籍者数（平成21年3月現在） 48名</p>				
経過	<p>戦後、東京都が一元的に運営 昭和40年4月 施設が所在する区へ移管 昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管 平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託 平成11年8月 さざなみ苑開設 平成13年度 さざなみ苑通年化 平成14年4月 更生施設等の再編 一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等 平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。</p>				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 各福祉事務所が入所の判定を行い、更生施設、宿所提供施設等に振り分け保護を実施する。これに伴う経費の支払は、財団法人東京都地域福祉財団に委託している。 さざなみ苑は、都が設置費と運営費の一部を負担し、区は事務費と生活費を支弁する。 その他の施設は、区が施設と直接契約し、事務費と生活費を支弁する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	118,324	88,363	58,064	73,212	74,871	61,374	46,586	
決算額（21年度は見込み）	117,729	56,727	55,715	70,381	54,444	56,169	46,586	
人件費			14,387	15,610	15,610	17,186		
【事務分担当】（%）			185	190	190	210		
合計（+）	117,729	56,727	70,102	85,991	70,054	73,355	46,586	
国（特定財源）	88,297	42,545	41,916	52,786	44,941	41,147	34,940	
都（特定財源）	29,400	14,167	13,564	17,515	13,552	12,794	11,646	
その他（特定財源）								
一般財源	32	15	14,622	15,690	11,561	19,414	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	生活費(延べ人員)	1,069	525	490	606	494	493	421
	生活費(金額)	91,958	31,356	29,369	37,312	27,982	27,656	22,697
	事務費(延べ人員)	504	565	560	611	501	510	445
	事務費(金額)	25,771	25,371	26,346	33,069	26,462	28,513	23,889

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設生活費、事務費	54,444	54,444	施設生活費、事務費	56,169	施設生活費、事務費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議 会 要 旨 問 状	なし
----------------------------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	授産施設	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	屋代 千寿子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	授産施設(01-01-03)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設（授産場）に補助を行い、勤労意欲の助長及び施設の安定運営を図ることを目的とする。				
対象者等	荒川授産場の利用者のうち 生活保護法による保護を受けている者 世帯全員の収入額が最低生活費認定額に施設事務費の2倍を加算した額以下の者を越えた場合でもその差額が事務費の額に満たない者 平成21年3月現在 対象人員 20人（授産場 施設：20人、家庭：0人）				
内容	荒川授産場に対し、上記目的達成のために事務費を扶助する。事務費は、東京都通知による授産施設事務費支弁基準額による。 施設事務費（1人当り単価）76,300円 家庭事務費（1人当り単価）5,600円（平成21年3月現在） 荒川授産場は、社会福祉事業法第2条で定められた第1種社会福祉事業施設であり、生活保護法による保護施設ではないが、昭和49.1.24 授産施設事務取扱要領により保護施設たる授産施設に準ずるものとして取扱っている。				
経過	昭和49年1月 授産施設事務費要領を作成し事業開始 昭和55年3月 都より移管（荒川授産場） 平成11年4月 荒川授産場の管理運営を（社）シルバー人材センターに委託				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 各施設利用者からの申請に基づき福祉事務所長が対象者を決定する。 決定通知書により施設長及び対象者へ通知するとともに委託事務費を施設へ振替支出する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		19,624	18,569	17,342	18,218	18,169	19,304	17,465
決算額（21年度は見込み）		19,102	18,263	17,065	17,534	17,775	18,999	17,465
人件費				862	854	854	847	
【事務分担量】（%）				10	10	10	10	
合計（ + ）		19,102	18,263	17,927	18,388	18,629	19,846	17,465
国（特定財源）		14,327	13,697	12,799	13,151	14,672	13,918	13,098
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		4,775	4,566	5,128	5,237	3,957	5,928	4,367
実 績 の 推 移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	対象延人員	282	284	247	250	241	249	246

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設・家庭事務費	17,775	施設・家庭事務費	18,999	施設・家庭事務費	17,465

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施区 千代田区・品川区 平成12年度廃止(移管後20年経過) 江東区・豊島区・世田谷区

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

況議 （要 質 問 状 ）	なし
------------------------------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	中国残留法人支援事務費	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	橋本 義晴	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	中国残留法人支援事務費（01-16-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠法令等	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	
終期設定	有 無 年度		計画区分	計画	非計画
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費を支出				
対象者等	保護課職員及び被支援給付者等				
内容	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員設置費（支援・相談員1名）、 ・共済費 ・自立支援通訳員設置費（1名） ・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費） ・近接地内旅費（家庭訪問調査・病院訪問調査）、 ・特別旅費（非常勤の旅費）、 ・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・委託料（医療費支払事務、プラバシー保護シール貼付、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係、地域生活支援プログラム実施経費（日本語学校等通学交通費等） 				
経過	<p>平成19年11月に中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、平成20年4月1日から中国残留邦人等支援給付事業を開始する。</p> <p>中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定と地域で生き生きとした暮らしを実現するため、生活支援給付費の支給と地域における生活支援により、生活の安定と自立の助長を図る。</p>				
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するための必要経費				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>委託業務及び委託先 ・医療費支払事務、医療扶助データ 作成委託 診療報酬支払基金 ・介護扶助費支払事務 国民健康保険連合会 ・要介護認定調査（10割給付者） 介護保険課、レセプト点検、生活保護一部改修後のシステム運用 他の業務は職員が実施。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額							9,191	5,423
決算額（21年度は見込み）							6,545	5,423
人件費							1,271	
【事務分担当】（%）							15	
合計（+）		0	0	0	0	0	7,816	5,423
国（特定財源）							5,650	4,012
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	0	2,166	1,411
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	報酬	-	-	-	-	-	0	1,581
	特別旅費	-	-	-	-	-	0	90
	役務費	-	-	-	-	-	24	37
	委託料	-	-	-	-	-	6,048	878

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	-		非常勤職員	0	非常勤職員	1,581
賃金	-		臨時職員雇上げ賃金	249	通訳員賃金	1,613	
旅費	-		訪問旅費	0	訪問旅費	20	
特別旅費	-		非常勤訪問旅費	0	非常勤訪問旅費	90	
一般需用	-		印刷製本（封筒等）	224	印刷製本（封筒等）	300	
役務費	-		郵送料（各種通知）	24	郵送料（各種通知）	37	
委託料	-		システム保守、レプト点検、医	6,048	システム保守、レプト点検、医	878	
備品購入	-		-		-	946	
扶助費	-		-		地域生活支援実施経費	703	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	レプト点検過誤返還金(千円)			115			レプト点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
	レプト点検総件数(件)			573	800		

（問題点・課題 指標分析）	被支援給付者が高齢で、ケースの増加が見込めないが、事務処理は生活保護に準じており、医療及び介護に係る事務量は増加している。生保システム・パソコン等の有効活用、レセプト点検委託、医療扶助データベース化の推進等に取組み対応してきた。引き続き事務改善を通じて効率的・効果的な執行を行っていく必要がある。
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 区）
	事業実施の体制を組んでいるが現在対象者のいない区がある。

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
診療報酬明細書の点検をよりの確に審査する。	医療費の負担軽減が図れる。
地域における多様なネットワークを活用し、日本語教室や地域の交流事業等に参加しやすい環境を作るために通訳員を配置し、中国残留邦人等が地域の一員として暮らせるための仕組みを検討する。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費

況議 （要 質 問 状 ）	なし
------------------------------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	中国残留法人支援給付事業費	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	橋本 義晴	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	中国残留邦人支援給付費（01-16-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 20 年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	国民の生存権保障を規定する憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを基本に、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき、生活保護法に準じた処遇を実施し、被支援給付者の老後の生活の安定と地域で生き生きと暮らせるために必要なもの等を支援給付する。				
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者が、老齢基礎年金を満額支給されても、なお世帯の収入が一定の基準(生活保護基準に準じる)に満たない世帯。				
内容	被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。(生活支援給付費、住宅支援給付費、教育支援給付費、介護支援給付費、医療支援給付費、葬祭支援給付費等) 金銭給付を原則とするが、金銭給付できない場合や適当でない場合、支援の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。保護金品は、1ヵ月以内を限度に前渡することができる。				
経過	平成19年 1月	総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示。			
	平成19年 6月	「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告。			
	平成19年 7月	「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定。			
	平成19年11月	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。			
	平成20年4月1日	中国残留邦人支援給付事業開始			
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するための必要経費				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託)		(直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)		
	[支援実施上の原則]	1 申請による支援の原則(職権は可) 3 必要即応の原則	2 保護基準に準じた要否判定・支給 4 世帯単位の原則		
	[実施の内容]	1 面接相談、申請受理 3 施設への収容、支援給付費の支給	2 申請に対して資産、病状調査等14日以内に決定、通知 4 生活相談、病状把握等		
	[支援給付費支払い方法]	銀行払い(全ケース20世帯)			

		(単位：千円)						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額						91,326	74,278
	決算額(21年度は見込み)						41,425	74,278
	人件費						2,711	
	【事務分担量】(%)						32	
	合計(+)	0	0	0	0	0	44,136	74,278
	国(特定財源)						30,346	55,708
	都(特定財源)							
その他(特定財源)							2	
一般財源	0	0	0	0	0	13,790	18,568	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	基準生活支援給付費延人員	-	-	-	-	-	319	384
	基準生活支援給付費	-	-	-	-	-	21,159	24,660
	その他支援給付費	-	-	-	-	-	20,266	49,618

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		生活支援	-		基準生活支援給付費等	21,601	基準生活支援給付費等
住宅支援	-		家賃等	5,725	家賃等	8,611	
介護支援	-		介護サービス自己負担	191	介護サービス自己負担	240	
医療支援	-		医療費	13,908	医療費	39,168	
生業支援	-		生業費	0	生業費	184	
葬祭支援	-		葬祭費	0	葬祭費	597	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	被支援給付世帯			17	20		
	被支援給付人員			26	30		

（問題点・課題 指標分析）	中国残留邦人の方々は、高齢で原則就労指導は行わない。また2世3世の親族への扶養義務調査もする必要がないことから、支援給付が長期化することが予測される。今後、支援給付の開始世帯は、区外からの転入(主に都営住宅入居)又は新たな帰国者が想定される。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区 ） 事業実施の体制を組んでいるが現在対象者のいない区がある。

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付費に要する経費

議会議決要旨 状況	なし
--------------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	路上生活者等対策事業	部課名	福祉部保護課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	新井悦夫	内線	2635
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	ホームレス対策事業(02-07-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	路上生活者対策事業実施大綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
					計画
					非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	公園、道路、河川敷等を不法占拠して生活している者（路上生活者等）について、関係機関と連携の下、不法占拠状態を解消することにより、区民の良好な生活環境を確保するとともに、あわせて路上生活者に対して医療相談や自立相談を実施することにより、自立支援等を図ることを目的とする。				
対象者等	路上生活者等				
内容	<p>路上生活者対策事業は、路上生活者（ホームレス）の一時的な保護と就労による自立などを支援するために実施する事業。平成12年度以降、特別区と東京都が共同して実施してきた。</p> <p><これまでの主な対策></p> <p>(1) 巡回相談 (2) 緊急一時保護 (3) 自立支援 (4) 地域生活継続支援事業</p> <p>区内の路上生活者に対する支援は、就労による自立と社会生活への復帰が基本となる。巡回相談事業による面接相談、緊急一時保護事業による一時的保護とアセスメント、自立支援事業による就労支援と地域生活移行支援、地域生活継続支援事業によるアフターケアの順序で実施している。</p>				
経過	平成12年07月	特別区と東京都が「路上生活者自立支援事業実施に係る都区協定」締結			
	平成12年11月	路上生活者自立支援事業開始（新宿寮・台東寮開設）（北寮はH17.10開設）			
	平成13年08月	特別区と東京都が「路上生活者対策事業実施に係る都区協定」締結			
	平成13年11月	路上生活者緊急一時保護事業開始（大田寮開設）（荒川寮はH17.02開設）			
	平成18年04月	「路上生活者対策事業に係る都区協定」を改定			
	平成18年04月	巡回相談事業開始			
	平成20年04月	「路上生活者対策事業に係る都区協定」を改定-路上生活者対策事業の再構築			
必要性	路上生活者対策事業は、昨年秋以降の急速な景気後退、失業率の上昇、「派遣」の社会問題化などの中でその需要が高まってきている。				
実施方法	() (都区共同事業)				

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額	225	105	22,410	21,710	26,979	21,083	21,083
	決算額（21年度は見込み）	0	0	19,400	20,174	25,987	19,459	21,083
	人件費							
	【事務分担量】（%）							
	合計（+）	0	0	19,400	20,174	25,987	19,459	21,083
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	19,400	20,174	25,987	19,459	21,083
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	路上生活者数（夏期調査）	79	32	33	28	20	16	
	路上生活者数（冬期調査）	53	30	34	27	24	13	
	地域生活移行支援者数			51	16	14		

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	ホームレス自立支援	4,597	ホームレス自立支援	7,875	ホームレス自立支援	9,177
負担金	地域生活移行支援	21,390	地域生活移行支援	11,585	地域生活移行支援	11,906	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (21年度)	
標	緊急一時保護センター入所数	76	60	63	78		荒川寮入所実績
	自立支援センター入所数	42	20	26	40		北寮入所実績
	地域生活移行支援者数	51	16	14			19年度で事業終了

（問題点・課題分析）	<p>区内の路上生活者等の数は、一時期に比べかなり減少している状況にあるものの、まだ存在する。昨年秋以降の急速な景気後退、失業率の上昇、「派遣」の社会問題化などの中で、路上生活を余儀なくしている者が増える傾向にある。</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各施設管理者において、巡回等を強化する。	路上生活者等を減少させ、新規流入を防止することができ、ホームレスの実態を把握できる。
ホームレスの高齢化の傾向がある。	保護課において生活保護等も考慮して解決に当たる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	
-------	--